

エコプラザ西東京使用料の改定について

市の貸館等の料金は、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和元年度改定版）」（以下「基本方針」という。）に基づき、定期的に使用料の見直しを行っております。本改正にあたり、西東京市使用料等審議会において令和2年7月29日に諮問し、審議した結果、令和2年10月5日付で改正することが妥当であるとの答申を受けております。また、エコプラザ西東京の使用料は、平成20年6月に開館後、約12年間、使用料の改正を行っておりません。

なお、今回の改正は使用料の改正のほか登録区分及び有効期限の改正を予定しております。

改正する予定の内容は、次のとおりです。

1. 使用料

新料金は、令和3年10月1日以降の利用分から適用する予定です。なお、改正にあたりましては、受益者負担の適正化を踏まえて検討するとともに基本方針における激変緩和上限である1.5倍を加味した上で、改正を行いました。改正内容は、次の表のとおりです。

エコプラザ西東京条例 別表（第11条関係）

（上段：改正後、下段：改正前（カッコ内））

有料施設 利用区分（利用時間）		多目的スペース （実習室を利用す る場合）	多目的スペース （実習室を利用し ない場合）	講座室1	講座室2
午前 （午前9時から正 午まで）	環境団体	<u>1,350円</u> （900円）	<u>1,200円</u> （800円）	<u>300円</u> （250円）	<u>300円</u> （250円）
	その他団体	<u>2,100円</u> （1,500円）	<u>1,950円</u> （1,350円）	<u>600円</u> （400円）	<u>600円</u> （400円）
午後 （午後1時から午 後5時まで）	環境団体	<u>1,800円</u> （1,200円）	<u>1,600円</u> （1,100円）	<u>400円</u> （300円）	<u>400円</u> （300円）
	その他団体	<u>2,800円</u> （2,000円）	<u>2,600円</u> （1,800円）	<u>800円</u> （550円）	<u>800円</u> （550円）
夜間 （午後5時30分 から午後9時30 分まで）	環境団体	<u>1,800円</u> （1,200円）	<u>1,600円</u> （1,100円）	<u>400円</u> （300円）	<u>400円</u> （300円）
	その他団体	<u>2,800円</u> （2,000円）	<u>2,600円</u> （1,800円）	<u>800円</u> （550円）	<u>800円</u> （550円）
全日 （午前9時から午 後9時30分まで）	環境団体	<u>4,500円</u> （3,000円）	<u>4,050円</u> （2,700円）	<u>1,100円</u> （800円）	<u>1,100円</u> （800円）
	その他団体	<u>7,700円</u> （5,500円）	<u>7,150円</u> （4,950円）	<u>2,200円</u> （1,500円）	<u>2,200円</u> （1,500円）

2. 登録区分

（1）現行の「登録団体」は「環境団体」と、改正します。

（環境の保全及び循環型社会の形成につながる活動を行う団体）

(2) 現行の「登録団体以外」及び「一般利用」は「その他団体」と、改正します。

(環境団体以外の団体で、地域住民の相互交流及び自主活動を目的として、主に市内で活動を行う団体)

3. 団体登録の有効期限

(1) 環境団体は、登録証の交付のあった日が属する年度の末日まで（1年）

※改正前の登録団体と変わらず。

(2) その他団体は、登録証の交付のあった日が属する年度の翌々年度の末日まで（3年）